

柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け）交付要綱

制定 平成25年 4月 1日

施行 平成25年 4月 1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅用省エネルギー設備を導入する者、住宅の窓をエコ窓に改修する者又は集合住宅用充電設備を設置する者に対し、柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、エネルギー利用の効率化・最適化を実現する住宅の普及拡大を図り、もって地球温暖化の防止及び家庭におけるエネルギーの安定確保に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある住宅をいい、その一部を店舗、事務所等の用に供する併用住宅（以下「併用住宅」という。）を含む。
- (2) 住宅用省エネルギー設備 家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びV2H充放電設備をいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。
- (4) 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。

- (5) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものをいう。
- (6) エコ窓 次に掲げる方法により断熱性能が高い窓へ改修した窓をいう。
- ア 既存サッシの内側に新しくサッシを設置する方法
 - イ 既存サッシを取り除き、新しいサッシに更新する方法
 - ウ 既存サッシを利用して、ガラスを交換する方法
- (7) 1室 住宅又はマンション等（市内に所在し、既築住宅である共同住宅又は長屋をいう。以下同じ。）における、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。
- (8) 電気自動車 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。
- (9) プラグインハイブリッド自動車 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているものをいう。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。
- (10) V2H充放電設備 電気自動車等（電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備をいう。
- (11) 集合住宅用充電設備 集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次に掲げる設備をいう。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する，一基当たりの定格出力が10kW以上のもので，充電コネクタ，ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する，一基当たりの定格出力が10kW未満のもので，充電コネクタ，ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた，一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ，ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

オ 充電用コンセントスタンド エを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(12) 既築住宅 住宅用省エネルギー設備（電気自動車等を除く。）の設置，エコ窓改修工事の着工又は集合住宅用充電設備の設置の前日までに建築工事が完了している住宅をいう。

(13) 新築住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 自らの居住の用に供するために新築する住宅

イ 自らの居住の用に供するために購入する事業者等により新築された住宅（以下「建売住宅」という。）

（対象事業）

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は，別表第1のとおりとする。

（対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は，次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 補助金の交付を申請する日において，別表第1に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）を導入した住宅に居住し，

本市の住民基本台帳に記録されていること（リースにより補助対象設備を導入する場合のリース事業者並びにエコ窓及び集合住宅用充電設備に係る申請者を除く。）。

(2) エコ窓にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア イ以外の場合にあっては、補助金の交付を申請する日において、エコ窓に改修した住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ エコ窓に改修したマンション等を管理するマンション管理組合であること。

(3) 集合住宅用充電設備にあっては、設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、かつ、住民以外も利用可能とする設備を設置する場合は国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けているものであること。

(4) 本市の市税を滞納していないこと。

(5) 補助対象設備の導入について契約し、費用の負担及び設備等の所有をしていること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。

(6) リースにより補助対象設備を導入する場合は、次の要件を満たすこと。

ア 設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものであること。

イ リース事業者は、設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

ウ リース期間が第10条に規定する期間以上の契約となっていること又はリース期間終了後に設備を導入する者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

(7) 補助対象設備（電気自動車等及び集合住宅用充電設備並びにマンション管理組合が行うエコ窓を除く。）を導入する住宅を第三者が所有している場合は、全ての所有者又は共有者から補

助事業の実施についての同意を得ていること。

- (8) 補助対象設備（電気自動車等及び集合住宅用充電設備並びにマンション管理組合が行うエコ窓を除く。）を導入しようとする住宅（共同住宅にあつては，自己の専有する部分）において，導入しようとする設備と同じ種類の補助対象設備に対し，自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が，この要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし，家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムについては，自ら又は同一の世帯を構成する者がこの要綱に基づく補助金を活用して，これらの設備を設置していた場合であっても，設備の取得から6年（財産処分制限期間相当の年数）以上経過しており，機器の交換又は増設をするに当たり，新たに補助対象設備を設置する場合は，この限りではない。
- (9) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては，電気自動車等を導入する住宅において，申請者がこの要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
- (10) 集合住宅用充電設備にあつては，同一の工事において，申請者がこの要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
- (11) マンション管理組合が行うエコ窓にあつては，エコ窓に改修するマンション等において，この要綱に基づくマンション管理組合が行うエコ窓に係る補助を受けていないこと。
- (12) リチウムイオン蓄電システムにあつては，自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が，千葉県以外の同種の補助金を重複して受けていないこと。
- (13) その他市長が認めるもの。

（補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の上限は，別表第2のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，補助金の交付を受けようとする年度に属する2月末日（同日が閉庁日の場合は，その直前の開庁日）までに柏市ゼ

ロカーボンシティ促進総合補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（住民基本台帳の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合）（マンション管理組合が行うエコ窓の場合及び集合住宅用充電設備に係る補助事業の場合を除く。）
- (2) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合に限る。）
- (3) 補助対象設備の製造者名、型式等が確認できる資料（カタログ等）（電気自動車等に係る補助事業の場合を除く。）
- (4) 未使用の住宅用省エネルギー設備（電気自動車等に係る補助事業の場合を除く。）が設置された住宅を新築し、又は購入する場合は、請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 既築住宅に補助対象設備を導入する場合は、請負契約書及び領収書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- (6) 補助対象設備の導入費が確認できる書類（見積書、請求書の内訳等の写し）（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）
- (7) 補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書及びリース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (8) 補助対象設備の設置工事後の完了後のカラー写真（電気自動車等に係る補助事業の場合にあっては、保管場所において撮影したカラー写真）
- (9) エコ窓に係る補助事業にあっては、以下の書類
 - ア 窓の改修工事に着工する前日までに窓を改修する住宅の建築工事が完了していることを証する書類
 - イ 改修工事後の着工前のカラー写真
 - ウ 申請者がマンション管理組合である場合は、マンション等

であることを証する書類

エ 申請者がマンション管理組合（マンション管理組合法人を除く。）である場合は、現在の代表者が選定されたことを証する書類及び代表者の本人確認書類の写し

オ 申請者がマンション管理組合法人である場合は、マンション管理組合法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）及び代表者の本人確認書類の写し

カ 窓の改修位置が明示された平面図

(10) 定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助事業にあっては、交付申請の日までに太陽光発電設備が設置されていることを証する書類

(11) 電気自動車等に係る補助事業にあっては、以下の書類

ア 交付申請の日までに自らが居住する住宅に、太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に給電できることを証する書類

イ 自動車検査証記録事項の写し

ウ 別表2において、太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

(12) V2H充放電設備に係る補助事業にあっては、交付申請の日までに太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていることを証する書類

(13) 集合住宅用充電設備に係る補助事業にあっては、以下の書類

ア 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し（住民以外も利用可能とする設備を設置する場合に限る。）

イ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し（住民以外も利用可能とする設備を設置する場合に限る。）

ウ イの実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（住民以外も利用可能とする設備を設置する場合であって、一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に

限る。)

エ 別表2において、住民以外も充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できるカラー写真

オ マンション等であることを証する書類

カ 申請者がマンション管理組合（マンション管理組合法人を除く。）である場合は、現在の代表者が選定されたことを証する書類及び代表者の本人確認書類の写し

キ 申請者がマンション管理組合法人である場合は、マンション管理組合法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）及び代表者の本人確認書類の写し

ク 申請者がマンション等の所有者である場合は、所有者の本人確認書類の写し

(14) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（電気自動車等に係る補助事業の場合を除く。）

(15) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
(交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定した者に対しては、柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金交付決定通知書により、交付しないと決定した者に対しては、柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金不交付決定通知書によりそれぞれ通知するものとする。
(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月7日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第10条 規則第17条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表第3のとおりとする。

2 市長は、補助金の交付を受けて補助事業を実施した者が規則第17条の承認を受けて財産の処分をする場合は、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、財産の処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合又は補助金の目的を引き続き達成すると認められる場合においては、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(市への協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備を設置した効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

共通要件

- 1 補助対象設備の設置工事の着工の日及び完了の日（次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日）が補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から2月末日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までの間に存すること。
 - (1) 電気自動車等を導入する場合 当該電気自動車等の自動車検査証の登録年月日又は交付年月日
 - (2) 補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合 当該建売住宅の引渡し日
- 2 補助対象設備は未使用品であること。
- 3 補助対象設備の設置に係る工事が建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に係る関係法令に準拠していること。

設備の種類	要件
エコ窓	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が個人の場合は、既築住宅へ設置することとし、共同住宅にあっては自己の専有する部分に設置すること。なお、併用住宅にあっては、居住の用に供する部分への設置であること。 2 1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。）ただし、次のいずれかに該当する窓等については、断熱化の対象外とすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ア 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。） イ 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓 ウ 換気を目的としたジャロジー窓 エ テラスタドア及び勝手口ドアの窓 オ 玄関ドアに付属する窓及びガラス カ その他本市が改修不可と認める窓

	<p>3 国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり，窓全体の熱貫流率U_wが1.9以下のもの</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 既築住宅又は新築住宅へ設置することとし，共同住宅にあつては自己の専有する部分で利用ができること。</p> <p>2 併用住宅にあつては，居住の用に供する部分で利用ができること。</p> <p>3 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。</p> <p>4 停電時自立運転機能を有するものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 既築住宅又は新築住宅へ設置することとし，共同住宅にあつては自己の専有する部分で利用ができること。</p> <p>2 併用住宅にあつては，居住の用に供する部分で利用ができること。</p> <p>3 国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>4 交付申請の日までに太陽光発電設備が設置されていること。なお，接続する太陽光発電設備は，新設・既設を問わない。</p>
電気自動車	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 申請者が補助金の交付を受けるに当たり，新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>2 自動車検査証の使用の本拠の位置が，柏市内の住所であること。</p> <p>3 国が令和6年度以降に実施する補助事業において，一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象と</p>

	<p>されている電気自動車であること。</p> <p>4 交付申請の日までに自らが居住する住宅に，太陽光発電設備が設置され，発電した電気を電気自動車に給電できること。なお，接続する太陽光発電設備は，新設・既設を問わない。</p> <p>5 別表 2 において，太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは，交付申請の日までに自らが居住する住宅に，V 2 H 充放電設備を設置していること。なお，V 2 H 充放電設備は，新設・既設を問わない。</p>
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 申請者が補助金の交付を受けるに当たり，新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>2 自動車検査証の使用の本拠の位置が，柏市内の住所であること。</p> <p>3 国が令和 6 年度以降に実施する補助事業において，一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p> <p>4 交付申請の日までに自らが居住する住宅に，太陽光発電設備が設置され，発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に給電できること。なお，接続する太陽光発電設備は，新設・既設を問わない。</p> <p>5 別表 2 において，太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは，交付申請の日までに自らが居住する住宅に，V 2 H 充放電設備を設置していること。なお，V 2 H 充放電設備は，新設・既設を問わない。</p>
<p>V 2 H 充放電設備</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 既築住宅又は新築住宅へ設置することとし，共同住宅にあっては自己が設備を占有できること。</p> <p>2 国が令和 6 年度以降に実施する補助事業において，一</p>

	<p>一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>3 交付申請の日までに太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>2 マンション等へ設置することとし、設備は当該マンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として当該マンション等の居住者が利用できるものであること。</p> <p>3 別表2において、住民以外も充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。</p> <p>4 当該マンション等において、同一の工事についてこの要綱に基づく補助が行われていないものであること。</p>

別表第2 (第5条)

共通事項		
<p>1 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。</p> <p>2 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。</p>		
設備の種類	補助対象経費	補助金の上限
エコ窓	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p> <p>※ガラスが付随するドアそのもの（窓として登録されている製品を除く。）の本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。</p> <p>※申請者がマンション管理組合の場合であって、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビ</p>	<p>申請者が個人の場合 補助対象経費の4分の1 上限80,000円</p>
		<p>申請者がマンション管理組合の場合 補助対象経費の4分の1 上限80,000円×改修を行う戸数</p>

	一、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修に要する費用も対象経費に含めることができる。	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)の購入費	上限 100,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)	上限 70,000 円
電気自動車等	電気自動車等本体の購入費	太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限 150,000 円
		太陽光発電設備を併設する場合 上限 100,000 円
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費	補助対象経費の10分の1 上限 250,000 円
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費	住民のみ充電設備を利用可能な場合であって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用する場合 設備本体の購入費に係る同補助金の補助金額×1/3 (上限 500,000 円×設置す

る充電設備の基数（複数口の充電設備にあつては、その口数））

住民のみ利用可能な場合であつて、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用しない場合

設備本体の購入費に係る同補助金の補助金額を基準とし、その基準額×1/3

（上限 500,000 円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあつては、その口数））

住民以外も充電設備を利用可能とする場合

設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×2/3

（上限 1,000,000 円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあつては、その口数））

別表第3 (第10条)

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム (エネルギーファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年